

ご利用の手引き

資金名	経営活性化資金			
目的	短期間の審査かつ担保を不要とする融資により、中小企業者の資金調達の円滑化を図る [その他のポイント①]			
融資対象者	次の①から③の全てに該当する中小企業者 [その他のポイント②] ① 県内で1年以上同一事業を営む者 [その他のポイント③] ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 [その他のポイント④] ③ 直近期の決算書が提出可能な者。ただし、個人事業主については青色申告を行っている者			
資金用途	設備資金及び運転資金			
借換	県制度融資の経営活性化資金（経営活性化資金（コロナ対応）を含む）からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤]			
融資条件	利率	金融機関所定金利	期間	設備 7年以内（うち据置1年以内） 運転・借換 5年以内（うち据置6か月以内） [その他のポイント⑥]
	限度額	設備 5,000万円 運転・借換 3,000万円 かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商の2分の1以内 [その他のポイント⑥⑦]	預託	なし
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける		
	責任共有制度	対象		
	保証料率	保証協会所定の保証料率		
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	不要		
	申込先	取扱金融機関 [その他のポイント⑧]		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			
添付書類	② 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談書 ③ 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談回答書 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー				
その他のポイント	① 保証協会への事前相談から事前相談回答までを概ね3営業日以内とした迅速審査で融資実行します。 ② 本資金の融資対象者は、法人及び青色申告を行っている個人事業主です。ただし、組合、NPO法人、社会福祉法人はご利用できません。			

③ 「1年以上同一事業を営む」とは、原則として日本標準産業分類の小分類が同じ業種に属する事業を1年以上継続して行っている場合をいいます。

事業歴の起算は、許認可を要する業種にあつては、当該許認可取得日からとします。また、その他の業種にあつては、税務署へ開業届が出されているときは、届に記載されている日から、開業届が出されていないときは、領収書、納品書等裏付けとなる資料により、営業開始の事実が客観的に明らかになる日からとします。

その他、事業歴の計算方法は下記のとおりとします。

ア 法人を解散し、代表者が個人でその事業を継続した場合は、個人で事業を開始した日から起算します。

イ 個人から法人成りした場合、代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続と認められる場合は、事業歴を通算できることとします。旧個人事業主が死亡、老齢、傷病により親子、夫婦、兄弟が代表者となった場合も同様です。

ウ 事業の休止期間は事業歴に通算されません。（休止前と、休止後の期間を通算します）

④ 「与信取引」とは、事業に係る貸付、手形割引、当座貸越等をいい、住宅ローン、消費者ローン等は含みません。（1年以上の与信取引に該当するかどうか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）

⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

⑥ 設備資金と運転・借換資金を併用して申し込む場合は、限度額は5,000万円、融資期間は7年以内（うち据置1年以内）となります。

⑦ ただし、本資金の融資残高と合算で5,000万円（運転資金のみの場合3,000万円）が限度となります。

⑧ 資金は、制度融資の取扱金融機関のうち、保証協会と本資金に係る覚書を締結している下記の金融機関でお申込みいただけます。

[経営活性化資金取扱金融機関（順不同）]

銀行	三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、池田泉州、関西みらい、山陰合同、四国、阿波、京都、みなと、トマト、徳島大正
信用金庫	神戸、日新、中兵庫、播州、兵庫、西兵庫、姫路、尼崎、但馬、但陽、淡路、京都北都、大阪、大阪シティ
信用組合	兵庫県、淡陽、近畿産業